

社会福祉法人にいがた寿会

令和 6 年 2 月からの支援補助金手当の支給について

国が介護職員等の処遇改善を図るために創設した「介護職員処遇改善支援補助金」の交付に伴い、社会福祉法人にいがた寿会（以下、「当法人」という）では、下記のとおり、介護職員等の処遇改善を行います。

当法人全体での賃金改善の見込額は、4,360 千円（補助金見込額：約 4,204 千円，当法人負担額：約 156 千円）であり、これを手当として、各職員に支給します。

記

1. 賃金改善実施期間

期間：令和 6 年 2 月分～令和 6 年 5 月分

2. 法人全体における賃金改善計画

単位：円

介護職員処遇改善支援補助金見込額（令和 6 年 2～5 月分）		4,204,040
賃金改善見込額（令和 6 年 2～5 月分）		4,360,000
【参考】	介護職員の賃金改善の見込額（令和 6 年 4.5 月分）	1,630,000
【参考】	その他職員の賃金改善の見込額（令和 6 年 4.5 月分）	550,000

※上記支援補助金見込額は、前年同月の数値を用いて推計したものであり、実際に交付される補助金は、令和 6 年 2～5 月分の総報酬に交付率を乗じたものとなります。

3. 賃金改善の方法

「支援補助金手当」を新設し、支給する。

4. 賃金改善の開始時期

令和 6 年 2 月給与（令和 6 年 3 月支給分）から実施し、令和 6 年 5 月給与（令和 6 年 6 月支給分）まで実施する。

令和 6 年 6 月以降は、処遇改善にかかる加算が統一される予定であり、決まり次第、お知らせします。

5. 賃金改善対象者

補助金が介護職員等の処遇改善を目的とするものであることを踏まえた上で、管理職員を除く全職員とします。

※上記により、職員一人当たりの平均支給額は、6,000 円以下となります。

以上